



居宅訪問型児童発達支援について（ご案内）

○ 居宅訪問型児童発達支援とは

＜内容＞ 児童福祉法の改正により、平成 30 年 4 月に創設された支援事業です。
障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

＜対象＞ 重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。

○ 利用までの流れ

- 1 相談
まずは、裏面に記載の相談先にご相談ください。
各相談先にて、以下の 2 番以降の手続きについてもご案内します。
- 2 サービス利用計画書作成
- 3 給付決定申請
- 4 受給者証受取
- 5 事業所との契約
- 6 利用開始

○ その他

＜利用回数＞ 原則、月 10 日（週 2 日）が上限

＜費用＞ 1 回あたり 1,500 円程度の利用者負担金がかかります。
なお、世帯の所得状況により利用者負担上限月額が設定されます。

＜実施事業所＞ 福岡市内については、福岡市役所ホームページの「指定障がい児支援事業者関係（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaiji-sien/index.html>）」の「7.事業所一覧」に掲載しています「障がい児通所支援事業所一覧 」のサービス種類名が、「居宅訪問型児童発達支援」となっている事業所が実施しています。





○ ご相談先

<未就学児>

お住まいの区により、各療育センターへ

居住区	相談先		
東区	東部療育センター	相談係	TEL 410-8234
博多区	心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	相談係	TEL 737-8771
中央区			
南区			
城南区	西部療育センター	相談係	TEL 883-7161
早良区			
西区			

<就学児>

お住まいの区 および 障がい種別 により、各保健福祉センターへ

居住区	障がい種別	相談先	
東区	肢体不自由, 知的障がい	福祉・介護保険課	TEL 645-1067
	精神障がい, 発達障がい	健康課	TEL 645-1079
博多区	肢体不自由, 知的障がい	福祉・介護保険課	TEL 419-1079
	精神障がい, 発達障がい	健康課	TEL 419-1092
中央区	肢体不自由, 知的障がい	福祉・介護保険課	TEL 718-1100
	精神障がい, 発達障がい	健康課	TEL 761-7339
南区	肢体不自由, 知的障がい	福祉・介護保険課	TEL 559-5121
	精神障がい, 発達障がい	健康課	TEL 559-5118
城南区	肢体不自由, 知的障がい	福祉・介護保険課	TEL 833-4102
	精神障がい, 発達障がい	健康課	TEL 831-4209
早良区	肢体不自由, 知的障がい	福祉・介護保険課	TEL 833-4353
	精神障がい, 発達障がい	健康課	TEL 851-6015
西区	肢体不自由, 知的障がい	福祉・介護保険課	TEL 895-7064
	精神障がい, 発達障がい	健康課	TEL 895-7074

○ このご案内に関するお問い合わせ先

福岡市こども未来局こども発達支援課 TEL 711-4178

